

昭和二十四年法律第二百七十号
私立学校法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）
第一節 学校法人	第三章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）
第二節 設立（第三十一条—第三十四条）	第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）
第三節 管理	第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）
第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）	第三款 役員の損害賠償責任等（第四十四条の二—第四十四条の五）
第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十九条）	第四款 第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）
第六款 第四節 解散（第五十条—第五十八条）	第五节 第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の二）
第七款 第四章 雜則（第六十四条—第六十五条の四）	第六节 第六章 罰則（第六十六条—第六十七条）
第八款 第五章 則附則	
第九款 第一章 総則（この法律の目的）	
第十款 第二条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。	
第十一款 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。	
第十二款 第二条 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。	
第十三款 第二条 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。	
第十四款 第二条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。	
第十五款 第二条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十一条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。	
第十六款 第二条 この法律中「私立学校」及び「私立専門学校」とあるのは、第一号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校（所轄庁）	
第十七条 第二条 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人	
第十八条 第二条 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人	
第十九条 第二章 私立学校に関する教育行政（この法律の特例）	
第二十条 第二章 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。	

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。
(報告書の提出)

第七条 削除
(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聽かなければならぬ。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行ふ場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聽かなければならない。

(私立学校審議会)

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要な事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

(委員の任期)

2 第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

2 第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

(委員の解任)

2 第十二条 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

(委員の解任)

2 第十二条 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

2 第十二条 会長は、委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他の委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

2 第十二条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事

件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に

関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

2 第十二条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(運営の細則)

2 第十二条 前項の費用は、都道府県の負担とする。

(費用弁償の額及びその支給方法)

2 第十二条 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細則)

2 第十二条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第三章 学校法人

第一節 通則

(学校法人の責務) 第二十四条 学校法人は、自主的にその運営の透明性の確保を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聽いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第二十七条 学校法人は、その事業を行ふに当たり、その理事、監事、評議員、職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)その他の政令で定める住所)の登記を申請する。

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)
第二十九条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

1 目的
2 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第五十四条第三項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)

四 事務所の所在地
五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

十三 所轄庁の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

十四 第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

十五 第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

十六 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

十七 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(寄附行為の補充)

十八 第二十二条の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第十号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

十九 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

二十 第二十三条の規定は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

二十一 第三十一条の二の規定は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

二十二 第三十三条の三の規定は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

二十三 第三十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

(第三節 管理)

二十四 第一款 役員及び理事会

(役員)

二十五 第二款 役員及び理事会

(理事)

二十六 第三款 役員及び理事会

(理事)

二十七 第四款 役員及び理事会

(理事)

二十八 第五款 役員及び理事会

(理事会)

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	6 理事会の議事は、寄附行為別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。（役員の職務等）
3 監事の職務は、次のとおりとする。	2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。	1 学校法人の業務を監査すること。
3 監事の職務は、次のとおりとする。	2 学校法人の財産の状況を監査すること。	1 学校法人の業務を監査すること。
3 理事の業務執行の状況を監査すること。	2 球校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。	1 球校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを發見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。（役員の選任）	4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。（役員の選任）	4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。（役員の選任）
5 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）	5 一 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）	5 一 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
6 二 前二号に規定する者（校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。）	6 二 前二号に規定する者（校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。）	6 二 前二号に規定する者（校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。）
7 三 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	7 三 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	7 三 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
8 四 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	8 四 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	8 四 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
9 五 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにならなければならない。	9 五 球校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）	9 五 球校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
10 六 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。	10 六 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。	10 六 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
11 七 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。	11 七 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。	11 七 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
12 八 次に掲げる者は、役員となることができない。	12 八 次に掲げる者は、役員となることができない。	12 八 次に掲げる者は、役員となることができない。
13 第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。	13 第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。	13 第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

（役員の補充）
第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。（忠実義務）

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（理事の代理行為の委任）
第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。（仮理事）

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。
評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
評議員会は、理事長が招集する。

（評議員会）
第四十二条 評議員会に、議長を置く。

評議員会は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができる。前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に當たる多数をもつて決する。

第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。
一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

<p>役員等賠償責任保険契約</p> <p>社員総会（理事会設置一般社団法人に あつては、理事会）</p> <p>第八十四条第一項、</p> <p>及び第一百一十三条第三項</p> <p>私立学校法第四十条の五において準 用する第八十四条第一項及び 三項</p> <p>役員賠償責任保険契約</p>	<p>役員賠償責任保険契約</p> <p>理事会</p> <p>第六十一条第三項</p> <p>私立学校法第四十条の五において準 用する第八十四条第一項及び 三項</p> <p>役員賠償責任保険契約</p>
<p>第一百八条の三 第二項</p> <p>第一百八条の三 第二項</p> <p>ただし書</p>	<p>第四款 寄附行為変更の認可等</p> <p>第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画</p> <p>（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</p> <p>第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。</p> <p>3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九百九条第二項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。</p> <p>（評議員会に対する決算等の報告）</p> <p>第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後一月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。</p> <p>（財産目録等の備付け及び閲覧）</p> <p>第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合は、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかるわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。（報酬等）</p> <p>第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</p> <p>2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。</p> <p>（会計年度）</p> <p>第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。（解散事由）</p> <p>第四節 解散</p> <p>第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。</p>
<p>（理 事 の 三 分 の 二 以 上 の 同 意 及 び 寄 附 行 為 で 更 に 評 議 員 会 の 議 決 を 要 す るも の と 定 め ら れ て い る 場 合 に は 、そ の 議 決</p> <p>二 寄 附 行 為 に 定 め た 解 散 事 由 の 発 生</p> <p>三 目 的 た る 事 業 の 成 功 の 不 能</p> <p>四 学 校 法 人 又 是 第 六 十 四 条 第 四 項 の 法 人 と の 合 併</p> <p>五 破 産 手 続 開 始 の 決 定</p> <p>六 第 六 十 二 条 第 一 項 の 规 定 に よ る 所 轄 庁 の 解 散 命 令</p> <p>（学校法人についての破産手続の開始）</p> <p>第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p> <p>（清算中の学校法人の能力）</p> <p>第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（清算人）</p> <p>第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。</p> <p>（裁判所による清算人の選任）</p> <p>第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p> <p>（清算人の解任）</p> <p>第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p> <p>（清算人の届出）</p> <p>第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。（清算人の職務及び権限）</p> <p>第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>（債権の申出の催告等）</p> <p>第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。</p>	

<p>（理 事 の 三 分 の 二 以 上 の 同 意 及 び 寄 附 行 為 で 更 に 評 議 員 会 の 議 決 を 要 す るも の と 定 め ら れ て い る 場 合 に は 、そ の 議 決</p> <p>二 寄 附 行 為 に 定 め た 解 散 事 由 の 発 生</p> <p>三 目 的 た る 事 業 の 成 功 の 不 能</p> <p>四 学 校 法 人 又 是 第 六 十 四 条 第 四 項 の 法 人 と の 合 併</p> <p>五 破 産 手 続 開 始 の 決 定</p> <p>六 第 六 十 二 条 第 一 項 の 规 定 に よ る 所 轄 庁 の 解 散 命 令</p> <p>（学校法人についての破産手続の開始）</p> <p>第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p> <p>（清算中の学校法人の能力）</p> <p>第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（清算人）</p> <p>第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。</p> <p>（裁判所による清算人の選任）</p> <p>第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p> <p>（清算人の解任）</p> <p>第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p> <p>（清算人の届出）</p> <p>第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。（清算人の職務及び権限）</p> <p>第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>（債権の申出の催告等）</p> <p>第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。</p>
--

- 合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十一条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬ。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。
- （収益事業の停止）
- 第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。
- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校的經營の目的以外の目的に使用すること。
- 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校的教育に支障があること。
- 2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。
- （解散命令）
- 第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」と並びに同法第二十条から第二十五条までの規定の中「命ずることができる」とあるのは、「求めることができる」と、「この場合」とあるのは、「求めることができる」とある。

- 立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参照して第二項に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十一条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による解散命令については、審査請求することができない。
- 9 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。
- （報告及び検査）
- 第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- （情報の公表）
- 第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
- 第五章 雜則
- （私立専修学校等）
- 第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十三条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちにには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。ただし、第六十四条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。（事務の区分）

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十二条第十一項、第六十二条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（経過措置）

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
八 第五十条の二第一項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

1	この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
2	この法律施行の際に民法による財團法人で私立学校（学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校で民法による財團法人であるもの（以下「財團法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。
3	前項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財團法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財團法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。
4	前項の組織変更是、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。
5	前項の規定による登記に必要な事項は、政令で定める。
6	この法律施行の際に存する民法による財團法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四条第四項の法人となることができる。
7	第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
8	第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。
9	第二項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財團法人が学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。
10	前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に對して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。
11	学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関する規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。
12	第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法」部改正法）という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、

第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

附 則（昭和二十五年三月三一日法律第七九号）抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十五年四月一九日法律第一〇三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和二八年八月五日法律第一六七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二二三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月三日法律第一一五九号）抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）

1 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十四号）の施行の日から施行する。（昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号）抄

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一五日法律第一六二号）抄

1 この法律は、昭和三七年五月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六三号）抄

1 この法律は、昭和三七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六四号）抄

1 この法律は、昭和三七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六五号）抄

1 この法律は、昭和三七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六六号）抄

1 この法律は、昭和三七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六七号）抄

1 この法律は、昭和三七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六八号）抄

1 この法律は、昭和三七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して七月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して八月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二五日法律第二五号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六二年九月一〇日法律第八八号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与との手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第七十七条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校法第六十三条第一項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る学校法人の収益事業の停止及び解散命令の手続に関しては、第七十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）又はこれらそのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月六日法律第七二号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定（公布の日）

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次に各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則

(平成一三年七月一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一四年二月八日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第五条 前条の規定の施行の際現に改正前の私立学校法第四十五条の規定によりされている学校法

人の寄附行為変更の認可の申請であつて、改正後の同条第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成一六年五月一一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私立学校法(以下「新法」という。)第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について定めのないものは、平成十八年三月三十日までに、これらの事項について寄附行為をもつて定めなければならない。

第四条 新法第三十七条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

第五条 新法第三十八条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任について適用する。

第六条 新法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画について適用する。

第七条 新法第四十六条の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。

第八条 新法第四十七条第一項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。

2 新法第四十七条第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

附 則

(平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一六年一月四日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一六年一月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(平成一六年一月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと同じ。の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(政令への委任)
係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、
第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六
号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定
布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第
二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)

、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二
条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定
除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十
七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を
除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九
条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一
条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第百
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の
合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第
百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十
九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する經
過措置を含む。)は、政令で定める。

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同
じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項そ
の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行
為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債・株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項「
第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設
等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険
業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附
則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二
十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水
産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並
びに第一百二十四条及び第一百一十五条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月八日法律第二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日
から施行する。